

公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会 MICE 支援申請書に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市においてMICE（ミーティング、インセンティブ旅行、コンベンション、イベント等）の開催を促進するため、公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会（以下、「協会」という。）のMICE支援申請書の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(申請者)

第2条 支援を受ける者（以下、「申請者」という。）はMICEの主催者とする。

2 M（ミーティング）、I（インセンティブ旅行）においては、当該団体を取扱う旅行会社も対象とする。

(基準)

第3条 MICE支援の対象は、次のいずれかに該当する行事であって、協会の施策を推進するうえで効果があると認められるものとする。

- (1) 鹿児島市内で開催されるもの
- (2) 観光推進・振興・発展に寄与するもの
- (3) 地域社会の向上・発展に寄与するもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するMICEは対象としない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 営利性又は商業宣伝の意図があるもの（行事名に主催者名を冠する程度のもの除く）
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- (4) 暴力団、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- (5) その他理事長が不相当と認めるもの

(申請)

第4条 申請者は、当該MICEを開催する1ヶ月前までに次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) MICE支援申請書
- (2) 当該MICEに関する実施計画書または趣意書等
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(承認の決定)

第5条 理事長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支援を承認するときは申請者に対して通知するものとする。

2 協会は、申請のあった支援内容において、必要な書類を申請者に通知するものとする。

(支援の告知等)

第6条 申請者は、支援対象事業の実施に当たり、作成する媒体（プログラム、パンフレット、大会ホームページ）等に別表1に示すロゴマークまたは鹿児島観光コンベンション協会名を用いて、支援を受けている旨を表示するように努めるものとする。

(計画の変更等)

第7条 申請者は、実施計画の内容等に変更が生じた場合は、速やかに支援の変更を理事長に提出しなければならない。

(承認の取消等)

第8条 理事長は、承認後において承認の基準又は条件に反する事実が判明した場合は、その承認を取り消すことができる。この場合において、理事長は当該承認を受けた者に対して通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定による承認を取り消された者及び承認の基準又は条件に反する事実が認められた者が行うその後の行事については、支援等を行わないものとする。ただし、協会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 支援等の承認の取消によって、承認を受けた者が損害を受けることがあっても、協会は一切その責めを負わないものとする。

(アンケートの提出)

第9条 申請者は、支援対象のMICEが終了したとき、原則1ヵ月以内に次に掲げる書類を理事長へ提出しなければならない。

(1) 主催者アンケート

(2) 参加者アンケート (任意)

(作成物の提出)

第10条 申請者は、支援対象のMICEが終了したとき、原則1ヵ月以内に次に掲げる書類を理事長へ提出しなければならない。

(1) 前6条を使用し、支援の告知を行った作成物

付 則

(施行期日)

1 この要領は、公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会の設立の登記の日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (ロゴマークまたは協会名の告知)

<p>鹿児島観光コンベンション協会 MICEロゴマーク</p>		
<p>鹿児島観光コンベンション協会 協会名</p>	<p>【日本語】 協力：公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会</p> <p>【英語】 Support/Kagoshima Convention & Visitors Bureau.</p>	